

## 葬儀後の諸手続き一覧 No. 1

項目	窓口	備考
<input type="checkbox"/> 生命保険の受け取りの手続き	生命保険会社	勤務先で加入している保険や生命保険付き住宅ローンがあれば手続きします。
<input type="checkbox"/> 厚生年金保険受取りの裁定請求	最終勤務先を管轄する 社会保険事務所	死亡日から5年間裁定請求をしないと年金受給権が消滅します。
<input type="checkbox"/> 国民年金(遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金)受取りの裁定請求	住所地の市区町村の 国民年金課	『寡婦年金』『遺族基礎年金』『死亡一時金』の同時受給はできません。死亡日から5年間裁定請求をしないと年金受給権が消滅します。
<input type="checkbox"/> 労災による死亡の遺族(補償)年金一時金の受取り手続き	所轄労働基準監督署	労災保険の年金で、業務上または通勤上の傷病死亡したときに給付されます。
<input type="checkbox"/> 埋葬料(費)または葬祭料の受取り 手続き(社会保険・国民健康保険)	会社の総務課、 社会保険事務所(社会保険) 市区町村の国民健康保険課	葬祭費は市区町村ごとに金額や名目、支給制度が異なります。健康保険の扶養家族の死亡には、家族埋葬料が支給されます。
<input type="checkbox"/> 医療費控除による税金の還付金	所轄の税務署	原則として10万円を超える医療費は、確定申告の控除の対象になります。
<input type="checkbox"/> 雇用保険の資格喪失の届出	公共職業安定所 『ハローワーク』	失業給付の受給資格者が死亡時に支給されるべき失業給付でまだ支給されていないものがある場合には、一定の範囲の遺族が支給を請求できます。
<input type="checkbox"/> 社会保険の資格喪失の届出	所轄の社会保険事務所	健康保険被保険者証の添付が必要です。
<input type="checkbox"/> 所得税の確定申告『準確定申告』	所轄の税務署	年の途中でなくなった時は死亡後4ヶ月以内に確定申告をします。前年度の申告が済んでいないときは、あわせて行います。
<input type="checkbox"/> 埋葬許可書(火葬許可書)	市区町村役場	納骨のときに必要です。寺院または墓地管理事務所へ提出します。
<input type="checkbox"/> ※遺産分割協議書の作成アドバイス	弁護士 信託銀行の紹介	不動産・銀行預金・有価証券など様々な財産の相続手続きが必要です。
<input type="checkbox"/> 扶養控除移動申告	会社	年末調整や会社の家族手当支給と関係します。
<input type="checkbox"/> ※非課税貯蓄の死亡申告	各信託銀行・各銀行 証券会社・郵便局など	預貯金等を相続した人が、改めて課税扱い、非課税扱いの申告をします。
<input type="checkbox"/> ※所得権移転登記	各信託銀行・法務局	登録免許税等の費用が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告	所轄の税務署	相続税の申告は添付書類が多いので、税務所の窓口を確認します。
<input type="checkbox"/> ※借地・借家の契約	各信託銀行・家主・地主	特に手続きは必要としませんが、挨拶をするほうが良いでしょう。
<input type="checkbox"/> ※株式・社債・国債の名義変更	各信託銀行・各証券会社など	無記名債券でもマル優扱等所有者の名義が関係している場合があるので、注意します。